

平成25年度 第3回流山市福祉施策審議会 会議録

日時 平成25年8月1日(木)

午後1時30分～午後1時55分

場所 流山市役所 第2庁舎3階305会議室

1 次第

(1) 開会

(2) あいさつ

(3) 議題

ア 答申案について

流山市老人クラブ等活動補助金交付要綱及び流山市地区敬老行事支援事業実施要領の一部改正について(答申)

イ その他

(4) 閉会

2 配布資料

ア 流山市老人クラブ等活動補助金交付要綱及び流山市地区敬老行事実施要領の一部改正について

イ 延滞金の割合の特例についての一部改正について

3 出席者

議長・・・中会長

委員・・・石塚委員 中村委員 漆原委員 池上委員 鎌田委員

鈴木(孝)委員 小金丸委員 大野委員 大津委員 寺田委員

小島委員 竹好委員 鈴木(五)委員

事務局・・・染谷健康福祉部長 河原健康福祉部次長兼健康増進課長

今野高齢者生きがい推進課長 橋本高齢者生きがい推進課課長補佐

木村高齢者生きがい推進課 増田障害者支援課長

宮本社会福祉課課長補佐

豊島社会福祉課健康福祉政策室長 小島社会福祉課主査

傍聴者・・・なし

4 議事録

【司会】豊島健康福祉政策室長

【挨拶】中会長

【報告及び質疑】

(議長)

それでは、議事に入らせていただきます。

議題(1)答申案についてですが、6月7日開催の第2回福祉施策審議会で諮問のあった「流山市老人クラブ等活動補助金交付要綱及び流山市地区敬老行事支援事業実施要領の一部改正について」の答申についてです。

委員の皆様から寄せられた意見について、事務局から報告願います。

(事務局)

流山市老人クラブ等活動補助金交付要綱及び流山市地区敬老行事支援事業実施要領の一部改正に係る意見について報告

(議長)

寄せられた意見を事務局から報告していただきました。皆様にお諮りした答申案と同じもので表現等分かりにくいところを訂正させていただきました。何か意見などありますでしょうか。なければ、「流山市老人クラブ等活動補助金交付要綱及び流山市地区敬老行事支援事業実施要領の一部改正について」は、答申案どおり、答申してよろしいでしょうか。

賛成13:反対0

(議長)

ありがとうございます。

「流山市老人クラブ等活動補助金交付要綱及び流山市地区敬老行事支援事業実施要領の一部改正について」は、皆様にお示ししました答申案をもって、答申書とさせていただきます。

なお、後日、私と小島会長職務代理者で井崎市長に答申させていただきますので委員の皆様にはご了承願います。

< 異議なしの声 >

(議長)

次に議題(2)その他についてですが、事務局から願います。

(事務局)

最初に、お手元に配布しております延滞金の割合の特例についての一部改正について、早川介護支援課長から説明致します。

(事務局)

延滞金の割合の特例についての一部改正について説明

(議長)

何か、質問等ございましたら願います。

(鎌田委員)

基本的なことをお伺いいたしますが、改正条例の中に流山市介護保険条例がありますが、

なんらかの理由で滞納していた人の延滞金が下がるということでしょうか。

(事務局)

介護保険だけではなく、全ての延滞金が下がります。

(鎌田委員)

滞納している人は、介護保険が使えずサービスを受けるとき10割負担になるわけですが、納付相談して介護保険が使えるようになるという体制は整っているということでしょうか。

(事務局)

介護保険には、ペナルティ規定がありまして、約2年間滞納してしまいますと介護サービスを受けると通常は1割負担ですが、一旦10割支払っていただき市に9割請求していただくこととなり、更に滞納が続くと給付制限があり3割負担していただくことがあります。しかし、介護は受けていただかないとその方の生活や命にかかわることもあり、したがって私どもは、介護認定を受けていただいたときに、個別に勧奨し分割納付していただければ、給付制限をもうけずに、サービスの提供を受けていただくこともあります。

(鈴木(五)委員)

2つ教えていただきたいのですが、この改正条例には、国保は入っていないのですが、どのようになっているのか、私も介護保険は年金から天引きされていますが、大多数の人は、滞納しようがないと思うのですが、実態として流山市で滞納している人は何パーセント位いるのですか。

(事務局)

国民健康保険は別の国民健康保険の部署で、議会に上程することとなっております。滞納についてですが、介護保険の場合年金から天引きしますが、年金額の支給額が低額な方につきましては、年金からの天引きではなく、普通徴収と言いまして、納付書をお送りして金融機関で納付していただいておりますが、そのような方で滞納されている方がおりますが、資料の持ち合わせがないので、正確な数字は持ち合わせておりません。後日、回答させていただきます。

(議長)

他に、何かありますか。ないようなので、事務局から何かありますか。

(事務局)

次回の福祉施策審議会の開催時期は、10月上旬頃となる予定ですのでよろしくお願い致します。

(議長)

本日の議事は、以上をもちまして終了いたします。御協力ありがとうございました。